慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	州市民籍の相違にもとづく連邦管轄権 : 一九五八年合衆国裁判所法修正を中心として
Sub Title	Federal jurisdiction on diversity of citizenship in U. S.
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.6 (1963. 6) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630615-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

州市民籍の相違にもとづく連邦管轄権

――一九五八年合衆国裁判所法修正を中心として――

平良

まえがき
州市民籍の相違にもとづく管轄権の沿革
連邦裁判所の管轄についての是非
一九五八年法の問題
あとがき

まえがき

一九五八年七月に修正された連邦裁判所法 Federal Judiciary and Judicial Code 第一三三二条は、「第一三三二条―州市民籍の相違、訴訟金額、費用。

(a) 地区裁判所は、利子ならびに費用を除き、訴訟金額もしくは価値が一〇〇〇〇ドルを超え、ならびに

(1) 相異なる州に属する市民間の、

(2)　一州の市民と他州あるいは他州に属する市民もしくは臣民間の、および

(3)　相異なる州に属する市民間であり、他州あるいは他州に属する市民もしくは臣民が付随的な当事者である、すべての民事訴訟につき、原審としての管轄権をもつ。

「(b)　合衆国法律に他に明白な規定がなければ、被告が主張する権利があると判断出来る相殺および反対請求を考慮することなしに算定した結果、利子および訴訟費用を除き、連邦裁判所において最終的に一〇〇〇〇ドルの金額もしくは価値あるものと判断される事件を、原告が第一審に提起した場合には、地区裁判所は、原告についての訴訟費用の請求を否認し、加えて、原告に訴訟費用を負担させうる。

「(c)　本条ならびに本法第一四四一条の目的から、法人は法人格を付与された州、ならびに、主たる業務を営む所において、当該州の市民と見なされる。

「(d)　本条における『州』なる語には、テリトリイ、コロンビア特別区およびプエルト・リコ国を含む。[1]」

ものとしている。修正の主眼点は一九四八年の裁判所法にくらべて、(a)訴訟金額を三〇〇〇ドルから一〇〇〇〇ドルにしたこと、(b)訴訟金額の解釈を明白にし、濫訴を防止するために一種の制裁を設けたこと、(c)法人の裁判籍を明白にしたこと、(d)地域としてプエルト・リコを加えた点に相違がみられる。この修正の狙いは、一九四八年法とほぼ同じ規定をもつた一九一一年法の下に、一九四一年において二七二八六件であり、一九四八年法の下において、一九五六年に二〇五二四件と増加した[2]、州市民籍の相違 diversity of citizenship を理由に連邦地区裁判所 district court に提起された事件数の増大を防止しようとしたものである。本稿においては、連邦裁判所におけるこの種の管轄権の沿革をたどり、そこから一九五八年修正の意義を考えてみたい。

(1)　28 USC. 1332.

(2) Doub, George C.; Time for Re-evaluation: Shall We Curtail Diversity Jurisdiction? ; 44 American Bar Association Journal 243, 278. 一九四一年に連邦地区裁判所において扱つた総民事事件の一八パーセントが、いわゆる州市民籍の相違にもとづくものであり、一九五六年においては三九パーセントである。これは、事件の絶対数の増加を考慮すればこの種の事件の増加が顕著であつたことを示している。他の資料によると、この種の事件は一九四四年には五一三三件、一九五六年に二〇五二四件であり二九〇パーセントの増加である。一九五六年のこの種の事件の中で六二パーセントは法人に関する事件である。一九四四年より五六年の間に連邦に関する問題 federal question の事件は一〇〇パーセント増加している。なおこの間に連邦裁判官は五一名増員されている。Comments: Federal Jurisdiction: 1958 Statutory Amendment Limiting Jurisdiction of Federal District Courts in Civil Action, 33 Tulane L. Rev. 167, 168.

さらに一九五七年度の種類別の分類は次のごとくなる。

訴の種類	全事件数	10000ドル以下の請求の%
連邦の問題	607	2.6
州市民籍の相違		
契約	1193	38.2
人身侵害（自動車による）	668	5.5
他の不法行為	1260	10.0
その他の市民籍		
差異ある事件	65	40.0

Comments ; New Federal Jurisdictional Statute Achieves Early Success in Reducing Number of District Court Case Filings but Presents Interpretative Difficulties, 58 Columbia L. Rev. 1287, 1290, n. 22.

州市民籍の相違にもとづく管轄権の沿革

州市民籍の相違にもとづく管轄権を連邦裁判所がもつように考えられたのは、州裁判所は他州の市民に対して偏見をもつものと考えられたからに他ならない(1)。すなわち、アメリカ合衆国が独立した初期にあつては、連邦の形をとるにいたつたとはいえ、合衆国はそれぞれ独立した旧植民地の集合であるにすぎず、対英戦争という共通の利害を失つた場合に、各州の独

立性と主権を強調する傾向にあつたからである。ハミルトンはすでにフェデラリストの中において、連邦政府の司法権は「州の法廷が公正であり、偏見をもたないとは想像出来ないようこの種の場合に」[2]拡大されなければならないと考えていたし、ストーリイ判事も「憲法は（その善悪は論じないにしても）愛州心、州への先入観、州への警戒心、州の利害が、時には正常な司法の運営をコントロールしたり妨害するものであると考えていた。……すくなくとも、何故事件のあるものが州裁判所の管轄に属すべきでないということには、上記の理由だけがあるといえる。」[3]といつているのである。

事実、州裁判所は「概して、学識なく、裁判官の選任は大部分は政策やえこひいきによつて決定された。最初のマサツセッツ州上級裁判所の九人の判事のだれ一人として法律家ではなかつた。」[4]といわれる状況にあり、「一七九三年以前において、ニュー・ヨーク州では法学というものは存在しなかつた。どの裁判所の判決も公表されなかつた。」[5]といわれ、コネテイカット州では裁判官は立法部により任命され、立法部自身が民事の最高法廷であり、ペンシルヴェニア州やジョージア州では裁判官はごく短期間立法部により任命され、立法部が適当に定める報酬を受けていたのであり「何等独立しているとはいえない。」[6]状況にあつたのである。

一方において、州を異にする市民間の紛争の発生は現実のものとして存在したのであり、すでに連合憲章 Articles of Confederation において、違つた州間の紛争、それに類似した紛争は合衆国会議 The United States in Congress において解決されるものと考えていたようであり、[7]紛争は利害関係をもつた州から選ばれた委員ないしは裁判官によつて解決されていたようである。[8]はじめて連邦司法部を明示した一七八七年の合衆国憲法は第三条に連邦司法権の及ぶ場合として、

「……二州以上の間に生ずる訴訟―一州と他の州の市民の間に生ずる訴訟―異なる州の市民の間に生ずる訴訟―同一州の市民の間に異なる州から与えられた土地の権利について生ずる訴訟及び一州またはその市民と外国またはその市民もしくは臣民との間に生ずる訴訟に及ぶものとする。」[9]

といつているのであり、この憲法にもとづいて一七九八年の裁判所 Judiciary Act[10] の制定にいたるのである。憲法第三条において、すでに連邦裁判所に州市民籍の相違にもとづく管轄権を認めるか否かについて論争が行われたものであるが、裁判所法制定に際しても同じくその当否が論ぜられた。しかし遂に、係争の金額を五〇〇ドルとし、他州市民あるいは外国人と訴の提起された州の市民の間の争について連邦巡廻裁判所 circuit court に管轄権があるものと考えられるにいたつたのである。[11] この法律に定められた市民籍の相違ある場合に連邦裁判所が管轄権をもつというのは州には愛州心や、偏見があるから、とりあえず連邦裁判所が管轄するところとし、おそらくは、マジソンがいつたといわれている、「連邦裁判所が、州の法廷が安全な基礎の上に確立されるにいたつたと考えた時に、連邦裁判所に委託されているこの司法権を州に返還するであろう。[12]」といつた言葉からも、この権限は本来は州に属すべきものと考えられていたといえよう。しかるに、一八〇一年より一年ほど施行された裁判所法で係争金額が四〇〇ドルに変更されたことはあるが、[13] 一八七年に金額を二〇〇〇ドルに変更した点を除き大きな変更はなく、一九一一年にいたつて金額は三〇〇〇ドルに変更されると共に管轄権が連邦裁判所制度の変更に伴つて地区裁判所に移され、[14] 同時に州の中にテリトリイ並びにコロンビア特別区が含められることを明白にしているという具合に、遂に州に還元されることはなかつた。現在の一九五八年法第一三三二条の基礎をなす一九四八年法第一三三二条も実質的な内容においては一九一一年法と異ならない。[15]

これらを見ると、一七九八年法における訴訟金額が五〇〇ドルであつたものが現在一〇〇〇〇ドルに変つていることは連邦裁判所のこの種の管轄権の行使を狭めているように思われるが、二〇〇年近くの貨幣価値の変動を考えるなら必ずしも不当といえない。ただ一九一一年法の三〇〇〇ドルが一九五八年において一〇〇〇〇ドルになつた意義だけを考えれば足りるであろう。[16] この変更とても管轄権の行使を制限するといつたほど決定的な意味をもつかは疑わしい。それでは連邦裁判所はこの管轄権を残すことによつて連邦裁判所は州にはなお愛州心や偏見が残つていると考えているだろうか。この場合にたと

えば、裁判所法第一三三一条のいわゆる連邦の問題 federal question[17] において、連邦法上創設された権利義務が争われる場合においてさえ、州に競合的管轄権 concurrent jurisdiction や、時には専属的管轄権 exclusive jurisdiction[18] を認めていることから考えると、連邦の州に対する信頼が存在しているともいえるのである。もとより、近代生活は州を越えて営まれることが少くなく、そこから異州市民間の訴訟の絶対数が増加することは考えられる、しかし、これとても州裁判所にも管轄があるのであり連邦裁判所に事件を提起するとはかぎらない。もう一つ最近における異州市民間の不法行為事件、特に自動車交通事故の増加が考えられる、これは、単純な不法行為事件と異なり、自動車運転者はある州の中で自動車を運行している場合には当該州の市民と見なすことによつて州市民籍の相違を解消しようとしているのである。[19] 更に多数州にわたる法人 corporation の活動がある。これは連邦裁判所における州市民籍の相違ある事件の六〇パーセントに及ぶとされている。これについても、法人の活動を内部事項と外部事項にわけることによつて出来るだけ州市民籍の相違をなくし州裁判所による管轄のわくをひろげることになつているのである。[20] こうした事件の絶対数の増加に対して前記のような州裁判所に事件を委せるという解決策がとられているが、それにしても、絶対数の増加の割合以上に、連邦裁判所へ提起されるこの種事件の増加が見られることには何等かの理由があるものであろう。かつては州裁判所が確立した時には州に返還されるべきものと考えられ、従つて本来は州に属するはずのこの管轄権が、連邦において多く用いられて来たのはどこに由来するのか、又、これに対する解決はどのように考えられるものであろうか。

(1) Doub, op. cit. 44 A.B.A.J. 243; Doub, George, C., An Old Problem: The Federal Diversity Jurisdiction, 45 A.B.A.J. 1273; Recent Legislation, Federal Procedure—Jurisdiction—Statutory Change in Jurisdictional Amounts and Corporate Citizenship, 57 Michigan L. Rev. 432, 433.

(2) The Federalist No. 80.

(3) Martin v. Hunter's Lessee, 1 Wheat 304 (1816). ならびに Bank of the United States v. Deveaux, 5 Cranch 61 (1809) においてマーシャル判事も同様にいっている。

(4) Hughes, Charles E., The Supreme Court of the United States, 3.

(5) Kent, James, Memoir and Letters 58.

(6) Warren, Charles, New Light on the History of the Federal Judiciary Act of 1789, 37 Harv. L. Rev. 49, 124.

(7) 会議が開かれていない時は委員会 committee によったものと思われる。現在の州市民籍の相違にあたる事件というより、州間の紛争処理を中心としている。憲章第九条。

(8) Hughes, op. cit. p. 7.

(9) 美濃部達吉著伊藤正己改訂「米国憲法概論」の訳による。

(10) 1 Stat 73. 一七八九年の裁判所については Moore, James Wm., Judicial Code, Commentary, 31-35; Friendly, Henry J., The Historic Basis of Diversity Jurisdiction, 41 Harv. L. Rev. 483. ならびに前記 Warren, 37 Harv. L. Rev. 49. 憲法判定に当っての論争は Friendly に詳しい。

(11) 連邦裁判所制度が設けられた当初は、巡廻裁判所は二人の最高裁判所判事と地区裁判所判事から構成された権威ある機関である。後に最高裁判所判事が減員され遂には一八六九年にいたり、いわば専任の巡回裁判官が設けられた。一八六九年にいたるまでは巡廻裁判所は第一審の裁判所としてかなりの活動をしている。Moore, op. cit. 33-35. 州市民籍の相違にもとづく連邦管轄権の成立について最近の論稿として。Philips, Orie L. and Christenson, A. Sherman; The Historical and Legal Background of the Diversity Jurisdiction, 46 A.B.A.J. 953. 歴史的にいえることは、この管轄権を認める根拠は、(1)全国の平和と調和を保ち、(2)全市民に憲法上保障する等しい特権を享受させ、(3)政治的・地域的偏見に拘束されない公正な判断を行い、(4)連邦司法部がより公正、能率的なものとする、ためであるとしている。

(12) Frankfurter, Felix, Distribution of Judicial Power between United States and State Courts, 13 Cornell L.Q. 499, 522.

(13) Friendly, op. cit. 503-504.

(14) 36 Stat. 1091.

(15) 28 U.S.C. 1332.

(16) この金額は消費者物価指数を基準として、アメリカの平均家庭収入にもとづいて定められるものであるから一九五八年において平均家庭収入を一〇〇〇〇ドルとすることは不当でないと考えられている。Comment, op. cit. 33 Tulane L. Rev. 167, 170

(17) 28 U.S.C. 1331. 本条も一九五八年の修正に際し、金額について一〇〇〇〇ドルとされた。連邦の問題については、平良著「アメリカにおける連邦と州の法律問題」七八―八一頁。

(18) 28 U.S.C. 1331 によると、一〇〇〇〇ドル以下の事件は州裁判所のみが管轄権をもっている。

(19) この問題については、Scott, Austin W., Jurisdiction over Nonresident Motorist, 39 Harv. L. Rev. 563.

(20) 法人の内部事項は、個々の構成員（株主）と法人（会社）の争のごとく、構成員の市民籍が法人の市民籍と相違する場合は、構成員は法人の市民籍のある州に属するものとすることが出来る。ただ法人が活動範囲を多数州にひろげたり、法人の籍のある州以外の市民との紛争を生ずれば外部事項とも考えられる。Stumberg, George, Jurisdiction over Private Corporation, in Cases on Conflict of Laws, 36-38.

連邦裁判所の管轄についての是非

連邦裁判所と州裁判所に競合的管轄権が認められる場合に、連邦裁判所において適用する法と州裁判所において適用する法との間に相違があり、当事者にとつて連邦裁判所により適用される法がより有利であれば、好んで連邦裁判所に依存することになろう。スイフト対タイソン事件[1]の法則が支配していた時代においては、連邦裁判所は州法が存在するにもかかわらず、いわゆる連邦のコモン・ローを適用したのであり、黒白タクシー会社対茶黄タクシー会社事件[2]に見られるように、不利益な州法の適用を避けて連邦法の適用を受けるために、意図的に州市民籍の相違を作り出し連邦裁判所の管轄とするといつた現象を生じ、州市民籍の相違にもとづく管轄の問題は、本来の意図とは逆に「市民でない者に対する不利益な差別を予防するというより、その者に利益であり、市民に不利益を結果する[3]」にいたつたのであり、その存在理由は失われていると考えられた。一九三八年のエリー鉄道会社対タムキンズ事件[4]にいたつて、この種の事件につき連邦裁判所が管轄した際にも、州のコモン・ローを適用するものと考え、それにひきつづく事件はこの法理を確認し、一九四五年のニュー・ヨーク保証信託会社対ヨーク事件[5]にいたつては「州市民籍の相違あるためという理由のみにもとづき連邦裁判所が、州の創設した権利を判断するに当つては、連邦裁判所はもう一つの州裁判所であるにすぎない[6]。」ということとなり、連邦裁判所に訴えることにより不当に利益を受けえないようにこころみられたのである。

エリー鉄道会社対タムキンズ事件の法理が支配していたとすると、一九三九年以後において連邦裁判所に提出された州市

民籍の相違に関する事件は減少しないまでも、増加することはないと考えられたであろう。しかるに現実には、先に挙げたように一九四一年より一九五六年の間に連邦裁判所に提出されたこの種の事件は一八〇パーセントという増加を示している。エリー鉄道会社対タムキンズ事件の法理はこの問題に救済を与ええなかったといえる。

そこには若干の理由が考えられよう、まず、エリー鉄道会社対タムキンズ事件の法理より、問題点につき州法を発見することは、実際上は必ずしも容易ではない、争点に解答を与える州先例が存在しないこともありうる、そして州先例がなければ、連邦裁判所はあたかも州裁判所であるかのように解釈し判断していかなければならない。[7] たとえ州先例があったとしても、それが果して州の支配的な先例であるかどうか、[8] そうして州の先例は連邦裁判所とは別な州の裁判所の中において変動していくものでもある。又、州裁判所を構成する裁判官はかつて見られたように不完全なものではなくなっているにしても、相対的には、連邦裁判所裁判官に与えられているような保証や独立性をもっているとはいえないのであり、[9] その意味での愛州心や偏見が残っているとの疑念を完全にとりさるにはいたっていないであろう。さらに、たとえエリー鉄道会社対タムキンズ事件の法理がそのまま適用されたとしても、連邦裁判所を法廷地 forum とした場合と、州裁判所を法廷地とした場合において、完全に同じ法が適用されるものでなく、すくなくとも手続法のあるものについては適用さるべき法に相違を生ずるのであり、この手続上の相違が結果に差異を生ずるかもしれないからである。[10]

エリー鉄道会社対タムキンズ事件において従来見られた法廷地漁りといわれる混乱を解決しえなかったために問題を明白に一本化して、州市民籍の相違にもとづく連邦裁判所の管轄権そのものを廃止しようとする主張が現れた。その一つは、ジャクソンのいっているように、連邦裁判所の負担を軽減するために、この管轄権を廃止し、この仕事は州裁判所に負わせるべきであるとするものである。[11] この主張は連邦管轄権廃止の根拠としてしばしば用いられてはいるが、連邦裁判所が多忙であるなら、連邦裁判所なり、裁判官なりを増加することで解決されるだろうし、多くの事件を州に押しつけるだけでは問題

に対しての理論的な説明とはならないだろう。ハーラン判事は一九五六年に州市民籍の相違にもとづく連邦裁判所の管轄権は本来の存在理由を失つたものであり廃止されるべきである、ただ、他州に属する市民が、州裁判所においては不公正な取扱をされるおそれがある場合には、それを証明して、連邦裁判所において管轄するという例外を認めればよいと考えている。[12] これについて、すでに一九三二年にパーカー判事は

「他州の住民である依頼人の依頼を受けた経験豊かな弁護士は、依頼人に、依頼人は州裁判所において与えられるより、連邦裁判所において与えられる条件の方がより公正な審理をうけられる、と信じさせるために統計を述べたてる必要はない。[13]」

といつて、この管轄権の維持を支持しているのであり、一九五六年にいたつても、「州市民籍に相違ある場合の連邦裁判所の管轄権を否定することは、単に憲法上の理論の問題ではない、それは実際上重要な意味をもつている。[14]」とし、たとえば州において陪審裁判が行われた場合の陪審員のもつている偏見まで防止しえないだろうし、その州に住み、その州法を熟知している弁護士にどのようにたちうちするかといつた問題を彼は指摘している。このパーカー判事のいう実際上の偏見の存在ということを議論することは、程度の差はあれ、合衆国憲法と、一七九八年の裁判所法の制定に当つてされた論議と異なることはないのである。むしろ注目すべき点は州市民籍の相違にもとづく連邦管轄権の完全な廃止は、合衆国憲法第三条に抵触するのではないかといつた点にあるともいえるのである。[15] さらに、州に残つているといわれる事実上の偏見を論ずるよりも、増加する階級訴訟ないし代表訴訟における管轄地決定の困難性、複数の州に法人格をもつた法人―会社の存在、連邦法の支配する領域の増加に伴つて訴の性質が単に州市民籍の相違によるものであるか、連邦の問題を含んでいるかを識別しえなくなつていること等[16]の要因が州市民籍の相違による連邦裁判所の管轄権を廃止してしまうわけにはいかないのであり、それと共にいわゆる法廷地漁りも解消してしまうことが出来ない。一九五六年のギブソン対フィリップス石油会社事件[17]

において、フランクファーター判事ならびにハーラン判事はこの問題について、はげしく反対意見を述べている。

「本件は被告の過失によつて生じた通常の損害賠償事件にすぎない。この種の何百という事件がテキサス州裁判所に絶えず提起されていることは疑う余地がない。本件は原告がテキサス州市民であり、被告会社は法的にはデラウェア州法人であるという理由で連邦裁判所に提起された。この種の事件において連邦裁判所はテキサス州裁判所であると考えられ、原告の権利が決定される法は、テキサス州法だけなのである（エリー鉄道会社対タムキンズ事件）。制定法にせよ判例法にせよ、連邦法の適用ははるかに離れて関係はない。こうした州市民籍の相違を理由とする訴訟が、本来連邦裁判所にのみ提起されるべき他の訴訟を一生懸命に処理しようとする連邦裁判所の能力に不当な負担を課しているのだということが次第に明らかになつて来た。……

「この裁判所で四十八の州の法を決定出来るものでない。」[18]

というにいたつたのである。

この間にあつて一九四八年の裁判所法をめぐつて、一九五一年に合衆国裁判官会議 Judicial Conference of the United States は係争の金額を三〇〇〇ドルから一〇〇〇〇ドルとし、法人については法人格を与えられた州ならびに主たる営業地 principal place of bussiness において市民籍を認めるべしとの勧告をした。[19] この会議において、裁判地ならびに管轄権に関する委員会 Venue and Jurisdiction Committee の責任者であつたのがパーカー判事であつたことは注意してよいであろう。クラーク判事は、法人については、法人格を付与された州、主たる営業地、並びに営業を行つている州に市民籍があると解釈している。[20] その後一九五三年に第九巡廻区裁判官会議 Judicial Conference of the Ninth Circuit は、この種の管轄権の廃止の投票をしている。[21] もつとも、その提案は州裁判所に訴を提起しないという理由も、州の偏見の存在という口実も認められない場合、すなわち、ある州の市民が他州の市民を訴える場合に、原告の属する州に設けられている連邦裁判所に訴を

提起しえないとするのである。これは、州市民籍の相違ある事件を完全にしめ出すわけでないが、すくなくとも同種事件の二〇パーセントを減少出来ると考えられた。第二巡廻区においても同じ提案が一九五六年にされている。[22]

こうした裁判官会議の成果をうけて、一九五七年にいたつて下院の司法委員会に小委員会が設けられ、連邦地区裁判所の負担を八パーセントほど減少出来るという計算で、金額を一〇〇〇〇ドルに変更する案をとり、[23]さらに法人の場合を除いて、州市民籍に相違ある事件を制限する案が出され、ひきつづいて法人については、法人格を与えられた州のみならず「主たる営業を行う所」にも州市民籍を認めるという、一九五八年修正法の骨子が出来たのである。[24]そして字句上の多少の修正をへて、一九五八年七月二五日法律として施行されるにいたつた。

(1) Swift v. Tyson, 16 Pet. 1 (1842). 平・前出書三六—四〇頁。
(2) Black & White Taxicab Co. v. Brown & Yellow Taxicab Co., 276 U.S. 518 (1938). 平・前出書四四—四八頁。
(3) Warren, op. cit. at 85.
(4) Erie Railroad Co. v. Tompkins, 304 U.S. 64 (1938). 平・前出書四九—五三頁。なお同書はこの問題について紹介したものである。
(5) Guaranty Trust Co. of New York v. York, 326 U.S. 99 (1945). 平・前出書八一—八四頁。
(6) ibid. 108. エリー鉄道会社対タムキンズ事件の法理が、次第に一般原則化され拡大されていつた諸判例については、平・前出書六四—七〇頁。
(7) たとえば、Klaxon Co. v. Stentor Electric Mfg. Co., 313 U.S. 487 (1941); Yonder v. Nu Enamel Corp, 177 F 488 (C.C.A. 1941) などはその良い例であろう。
(8) King v. Order of United Commercial Travelors of America, 333 U.S. 153 (1948); Vandenbank v. Owens Illinois Glasso., 311 U.S. 538 (1941); Luther v. Maple, 250 F. 2d 916 (C.C.A. 1958). 平・前出書八四—八七頁。
(9) 連邦裁判所裁判官は憲法第三条により、「善良な行状の間その職を保持し、その職務に対し定期に報酬を受ける。その報酬額は在任中減額されることはない。」合衆国最高裁判所長官ならびに判事は大統領が上院の同意をえて任命する。下級裁判所判事は法律によつて、大統領単独または裁判所に委任できるが(憲法第二条)実際には最高裁判所の場合と異ならない。又、定年退職はなく、七十才に達したなら任意退職の上、現在の報酬を恩給として受けるが、七十に達しても退職しなければその職にとどまつていることが出来る。これに対して、州裁判所の裁判官は

州によつて差異があることはいうまでもないが、州最高裁判所においては任命制度をとるが、議会の干与する余地が多かつたり、一般に任期を定めるとか、定年制を設けている。もつとも最近の傾向としてはその地位を安定させようとする努力が払われている。一般の裁判官については、州議会の任命、州知事の任命もあるが、今なお直接公選制をとつているものが少くない（小倉庫次著「アメリカ州憲法の研究」一五八―六二頁）。合衆国裁判官についても例外的には弾劾によりその地位をおびやかすことはありうるとしても、一般的に地位の安定が保障され、地方政治の渦中に投ぜられることのすくない優れた裁判官をえようとしている。もつとも、合衆国裁判官についても現実にはかなり地域を考慮して任命されている。ただ、合衆国裁判所という特殊性から出来るだけ公正な裁判をえさせる努力を払い、地域に拘束されないでおくことが出来る。たとえば、黒人差別問題につき南部出身の判事を避けて、他に裁判官をうることも出来る。平良「最近アメリカ法学界の一面」総合法学二四巻七六頁。

(10) Guaranty Trust Co. of New York v. York, op. cit. これは州法を適用した場合であり他にかなり州法を適用している場合がある。これに対して First National Bank of Chicago v. United Air Lines, 342 U.S. 396 (1952) はどちらかというと連邦裁判所のイニシアティヴを認めている。平、前出書八五―八六頁。

(11) Jackson, Robert H., The Supreme Court in the American System of Government, pp. 37-38.

(12) Letter from Mr. Justice Harlan, dated September 19, 1956, to District Judge Bailey, in 44 A.B.A.J. 278.

(13) Parker, John J., The Federal Jurisdiction and Recent Attack, 18 A.B.A.J. 433, 437.

(14) Parker, John J., Dual Sovereignty in the Federal Courts, 51 Northwestern U.L. Rev. 407, 409.

(15) 合衆国憲法第三条に「一州と他の州の市民の間に生ずる訴訟」につき連邦管轄権を認めている。州市民籍の相違にもとづく連邦管轄権を裁判所法から除いたことにより違憲を生ずるといえないにしても、憲法に規定された明文にもとづき、この管轄権の存在を主張することになろう。さらに、この管轄権を州裁判所にのみ任せた場合には、おそらく修正第五条ならびに修正第一四条を根拠にして、正当な法の手続 due process of law によらない財産の侵害を生ずるとの論議をまきおこすであろう。州市民籍の相違による連邦管轄権と合衆国憲法を結びつけて論じているものは見当らない、おそらく、バーカー判事のいうように自明のことであり、論議の余地がないからといつた点によるものと理解して誤りないと思われる。

(16) Doub, op. cit. 44 A.B.A.J. 243, 278-79.

(17) Gibson v. Phillips Petroleum Co., 352 U.S. 874 (1956).

(18) ibid. at 874-76.

(19) Report of the Judicial Conference of the United States 27 (1951). この勧告ははじめには係争金額を七五〇〇ドルとしている。一九五五年の会議においても一九五一年の勧告を再確認している。Annual Report of Proceedings of the Judicial Conference of the United States 81

(1955).

(20) Report of the Committee on Legislation on Diversity Citizen Jurisdiction 6, in 44 A.B.A.J. 283.

(21) ibid. at 7.

(22) ibid. at 8.

(23) Jurisdiction of Federal Courts Concerning the Diversity of Citizenship

(24) ibid. at 43. 議会における判定の経過については、Comments, op. cit. 58 Columbia L. Rev. 1287, 1288 一九五八年法の制定問題と直接関係はないが、州市民籍の相違にもとづく管轄権の存続を主張したパーカー判事は一九五八年に死亡している。

一九五八年法の問題

連邦地区裁判所の負担を軽減するという目的においては、一九五八年の修正はかなりその目的を達成したといえる。貨幣価値の変動を考慮に入れた上で、係争の価額を一〇〇〇〇ドルとすることにより八パーセントの事件数の減少を見込まれていたが、金額の変更をその他の修正と結びつけたことによつて、修正法の実施された一九五八年八月並に九月においては、前年の同月に比し、平均二五パーセントの事件を減少させ、地区によつては最大七三・八パーセント、最少にしても一〇パーセントの減少を示した。[1] これはおそらく予期以上の裁判所の負担軽減である。この減少は主として金額の変更という理由によるものであるにしても、他の改正点についての問題点を見る必要がある。

一三三二条(b)項により、係争金額に関する解釈を明白にしたことは、実際額とは別に仮の金額を定め連邦裁判所に訴を提起しようとすることを防止するためのものである。この部分は当時現実に行われていた手続を条文化しただけであり、このために事件数の減少を生じたとはいえないだろう。[2] すなわち一九四八年法においても、連邦民事訴訟規則一二条(h)(2)[3]において、裁判所による破棄を定め、善意でなく係争金額を不当に定めている場合には破棄の理由となると解しているからである。[4] もつとも一九五八年法は善意という漠然とした基準でなく、かなり明白な基準を示したこと、実際上の慣行を法文化し

たことに一つの意味をもつている。

この条文の(c)項は法人の管轄上の市民籍ないしは裁判籍を明白にしたものであり、これにより連邦裁判所の負担を三・六至乃二三・五パーセント減少しうると予想された。[5] そもそも法人の裁判籍を明文化したのは本法をはじめてのものとする。法人は法人格を付与された州に裁判籍をもつというのが伝統的な考えである。[6] 従つて、一つの考えとしては、二つ以上の州において法人格を付与された法人は、何れの州においても自州の法人と考えられることも出来る、故に州外法人に活動を認めるに際して、当該州法人として登録させ、主たる営業地云々というテストを用いずに、この点での州市民籍の相違を解消しうるものとも考えられる。[7] すでに一九五八年法のかなり前に、二重籍をもつた法人に対して、州市民籍の相違ありと考えるか、相違なしと考えるかが論ぜられている。[8] この法律以後においてはある州で法人格が付与されていれば、当該州において、その法人が他州でも法人格を持つているということを理由に州市民籍の相違は主張しえないだろうと予想された。問題となつた「主たる業務を営む所」については、すでにリステイトメントにおいて、ある州において業務を営む他州法人は、業務を営んでいる州の裁判所の管轄とされたのであり、[9] これに類似した解決がされて来た。[10] 一九五八年法により、改めて、何が主たる業務を営む所であるかが当然解釈上の論議をひきおこした。判例では

「管轄権決定の目的から法人がどこで主たる業務を営んでいるかの問題は、法人の性格、業務の形態、ならびに法人の所在地のごとき要素を考慮して決定されるべき事実の問題である。[11]」

といつている。従つて、それ自体が明白な基準をもつものでない。そもそもこの文言は連邦破産法 Federal Bankruptcy Act にならつたものといわれている。[12] 破産法においては、主たる営業所 principal office の所在地は必ずしも主たる営業地と考えられない。[13] それは主たる業務の主たる営業地であるといわれている。[14] 又、多数州において、多種の業務を営む法人については、法人の定款から確認しうる主たる業務を営む所とされ、[15] 多数州においてほぼ同種の業務を営む場合には、現実に

最大の収益をえている所とするか、[16]主たる営業所が業務を管理する地位にあるのだから、主たる営業所の所在地に裁判籍を認めている。[17]裁判所法制定以後においては、裁判所法上の同種の文言はどう考えられたであろうか。

「主たる業務を営む所」なる文言は、かなり広く解釈出来るものであり、解釈によつてはかえつて州市民籍の相違を創り出す結果になることが憂慮されたのである。[18]そして制定当時には主たる営業地は、法人が最も公けとの接触をもつところで訴訟が生じやすいのだから、そこに定められるべきだとする解釈が見られる。[19]一九五九年以後の判例においては、多数州において多種の業務を営む法人の裁判籍は、法人の目的達成を統制する中枢部 nerve center にありとする立場、[20]本店の所在地と法人の現実の活動地とが異なる州にある場合には現実の活動地に裁判籍を認めるものがある。[21]一九六〇年のケリー対U・S・スチール会社事件[22]において、U・S・スチールという全米はおろか全世界に活動領域をもつ法人の場合に、グッドリッチ判事は(a)問題は事実にもとづくもの以上の法的なものにまで煮つめられるべきで(b)事件に意味をもつた事実を解決の中心におき(c)単純な基準によつて考えてはならず(d)事実の結合を考え(e)法人の政策決定如何を考えた上で、この場合にはこの会社をペンシルヴェニア州で主たる業務を営むペンシルヴェニア州法人と考えることを相当とし、結果においては州市民籍の相違を認めなかつた。このグッドリッチの見解に対して、特にこの認定の基準を法的なものと考える点には批判はあるが、その後、一般に、法人の裁判籍を政策決定地ないし中枢におくよりは現実の活動とする傾向にあるといえる。[23]

現在までのところ、これらの判例は連邦下級裁判所の判例であり、これらの判例が決定的に解答を与えてくれているわけではない。ただ、一九五八年法以後において、連邦裁判所は、州市民籍の相違があるかが争われる際に、出来るだけ相違を否定し、連邦裁判所が介入しないという態度をとつているように思われる。さらに、推測するなら、この種の事件が連邦最高裁判所に上告されるにいたつた場合にも、連邦最高裁判所がその方向を変えてしまうとは思われない。それは、この種の管轄権を制限しようとする強力な主張が最高裁判所判事の中にも見られ、[24]最高裁判所が現状においても事件数の増加という

負担に苦しんでいるのであり、事件の減少を考えるにしても、負担を増加する方向をえらぶとは思われないからである。

(1) Comments, op. cit. 58 Columbia L. Rev. 1287, n. 2. オクラホマ北部地区での減少が最も著しく、最も多く事件をかかえているニューヨーク南部地区では一〇パーセント減少である。ワイオミング地区のように一三五パーセントの増加を示したものもある。この修正と同時にされた連邦に関する問題について金額を同じく一〇〇〇〇ドルとした結果、連邦に関する問題の事件は平均して六パーセント減少している。このことから、事件の減少は単に金額の変更だけの理由によるものではないといえる。ただ、この数字はごく短期間の比較であり典型的な場合と考えるわけにはいかない。

(2) Comments, op. cit. 58 Columbia L. Rev. 1287, 1291-94; Comments, op. cit. 33 Tulane L. Rev. 167, 172-73; Notes, Federal Jurisdiction: Amendments to Sections 1331 and 1332 of Judicial Code, 46 California L. Lev. 831, 832-33.

(3) Federal Rules of Civil Procedure, Rule 12.

(4) Saint Paul Mercury Indem. Co., v. Red Cab Co., 303 U.S. 283 (1938); Smithers v. Smith, 204 U.S. 632 (1907); Cumberland v. Household Research Corp. of America, 145 F. Supp 782 (D. Mass. 1956) など。

(5) Comments, op. cit. 33 Tulane L. Rev. 167, 174.

(6) Stumberg, op. cit. 36.

(7) Recent Statute, Federal Courts-Jurisdiction: In General-Jurisdiction of District Courts Restricted-Act of July 25, 1958, 72 Stat. 415, 72 Harvard L. Rev. 391, 395.

(8) Gavin v. Hudson & M.R.R., 185 F. 2d 104 (3rd Cir: 1950); Seavy v. Boston M.R.R., 197 F. 2d 485 (1st Cir. 1952); Muller v. Dows, 94 U.S. 444 (1876).

(9) Restatement of Law of Conflict of Laws, §§ 88, 92.

(10) 管轄権と関係して、何れを裁判地 venue とするかについて、裁判所法一三九一条は法人は「法人格を付与され、営業を許可され、もしくは営業を行っている裁判地区に訴えられる。しかして、上記裁判地区は裁判地決定の目的から、法人の住所地とみなされる。」28 U.S.C. 1391 (c) としているとしている。このことから、法人は法人籍をもつ所と並んで営業を行うところが加えられている点を注意してよい。従って一九四八年法においても法人は業務を営む土地の連邦裁判所で訴訟を開始しうるものでもあった。法人の裁判籍の決定については、多くの問題があり、その点については稿を改めて紹介したい。

(11) Scot Typewriter Co. v. Underwood Corp., 170 F. Supp. 862, 865 (S.D.N.Y. 1959).

(12) 11 U.S.C. 11(a)(1).

(13) Continental Coal Corp. v. Rosselle Bros., 242 F. 243 (6th Cir. 1917).
(14) ibid. at 247.
(15) In re Desoto Crude Oil Purchasing Corporation, 35 F. Supp. 1 (W.D.La. 1940).
(16) Dryden v. Ranger Refining & Pipe Line Co., 280 F. 257 (5th Cir. 1922).
(17) Burdick v. Dillon, 144 F. 737 (1st Cir. 1906).
(18) Recent Legislation, op. cit. 57 Mich. L. Rev. 432, 434; Notes, op. cit. 46. Cal. L. Rev. 831, 835.
(19) Comments, op. cit. 58 Columbia L. Rev. 1287, 1297.
(20) Scott Typewriter Co. v. Underwood Corp., 170 F. Supp. 862 (S.D.N.Y. 1959).
(21) Mattson v. Cuyuna Ore Co., 180 F. Supp. 743 (D. Minn. 1960).
(22) Kelly v. United States Steel Dorp., 284 F. 2d 850 (3rd Cir. 1960).
(23) Vance v. United States Steel Corp., 189 F. Supp. 946 (E.D.Pa. 1960) は前記ケリー事件の線に従つている。Gilardi v. Atchison, Topeka and Santa Fe Ry., 189. F. Supp. 82 (N.D.Ill. 1960); Textron Electronics, Inc. v. Unholtz-Dickie Corp., 193 F. Supp. 456 (D. Conn. 1961).
何れもグッドリッチのいう(a)(b)については批判的であり、法人の政策が決定される場合より、法人の全活動から考えている。
(34) 現在の裁判官と多少相違があるが、ジャクソン、フランクファータ、ハーランは特に州市民籍の相違にもとづく管轄権の修正に熱心であつた。

あとがき

一九五八年の修正が連邦裁判所の負担を減少したかという点については、すでに制定後二ヵ月間に前年同期間に比して二五パーセントの事件の減少を生じたことを指摘した。これはごく限られた期間であり、比較としての意味をなさないとしても、一九五一年より五八年まで五一〇〇〇件から六七一一五件へと増加していた事件が、一九五九年において五七八〇〇件となり、前年に比しほぼ一四パーセントの減少をしている。[1] これは最切に考えられていた八パーセントの負担の減少という予想を上廻るものである。さらに一九六一年に連邦裁判官を七五名増加したことにより、連邦裁判所の負担というものはか

なり減少したとみることが出来る。このことから、かつて事件数の増加による負担を一つの理由として論ぜられていた、州市民籍の相違にもとづく連邦管轄権の存廃の論議はやや遠のいているようにも思われる。

しかしながら、一九五八年法は制定当時からその内容は将来の解釈を通して決定されて行くと予想されていたのであり、解釈上の問題としてはまだ残されているものが少くない。問題の一つは複数の州に籍をもつ法人について、裁判所法一三三二条(c)の適用はないと考えている判例が見られることである。[2] この点については法人が複数州に籍をもつ場合は、当然当該州の法人であるから、州市民籍の相違の問題は生じないと解することも出来るが、そのように解釈するには法文の字句が明白でなく、むしろ法人格を付与された各州 every state に籍をもつものとすべきではなかつたかといわれている。[3] さらに係争の金額を一〇〇〇〇ドルとした場合に、これは契約上の事件の減少には役立つにしても、不法行為上の損害賠償の請求においては一〇〇〇〇ドル以上の請求を「善意に」なすことはあるのであり、特に州を異にする市民間の不法行為事件――多くは交通事故事件――の増加を考えるなら、むしろこの種の事件についての連邦管轄権を廃止するところにまでもつていつていいのではないかという論議もされるのである。[4]

州市民籍の相違にもとづく連邦管轄権の問題は、それが一七八九年に定められてから現在にいたるまで、実際上の必要性ということから考えられ、又逆に現実の負担といつた面からのみ制限が考えられ、そこにはその基礎を理論的に考えてみる努力が欠けてしまうのであり、そのことから必要性が遠のくと論議も遠のいてしまつているように見られるのである。

(1) 1960, Annual Survey of American Law 536.

(2) Fitzgerald v. Southern Ry., 176 F. Supp. 445 (S.D.N.Y. 1959); Cf. Jaconski v. McCloskey & Co., 167 F. Supp. 537 (E. D. Pa. 1958).

(3) Recent Statutes, op. cit. 72 Harvard L. Rev. 391, 395.

(4) Meador, Daniel J., A New Approach to Limiting Diversity Jurisdiction, 46 A.B.A.J. 383.